

第4章

都市計画マスタープランの実現に向けて

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

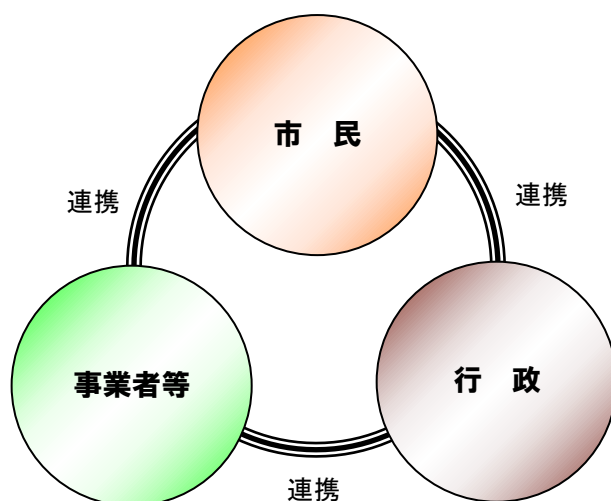
都市計画マスタープランを実現していくためには、各方針の計画的かつ総合的な取組をはじめ、市民との協働によるまちづくりを展開するとともに、計画の適切な進行管理が必要となります。これらの取組により、都市づくりの目標の実現を目指します。

1. 協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランにおける施策・事業の実現を図るため、市民の主体的なまちづくりへの参画を促進するとともに、市民、事業者等、行政が連携・協力しながら、協働のまちづくりを継続的に進めていきます。

(1) まちづくりの連携

まちづくり活動の実施、管理・運営など、まちづくりを進めていく段階において、市民、事業者等、行政がまちづくりの目標・方針などを共有し、連携を図ります。



(2) 協働のまちづくりの誘導方策

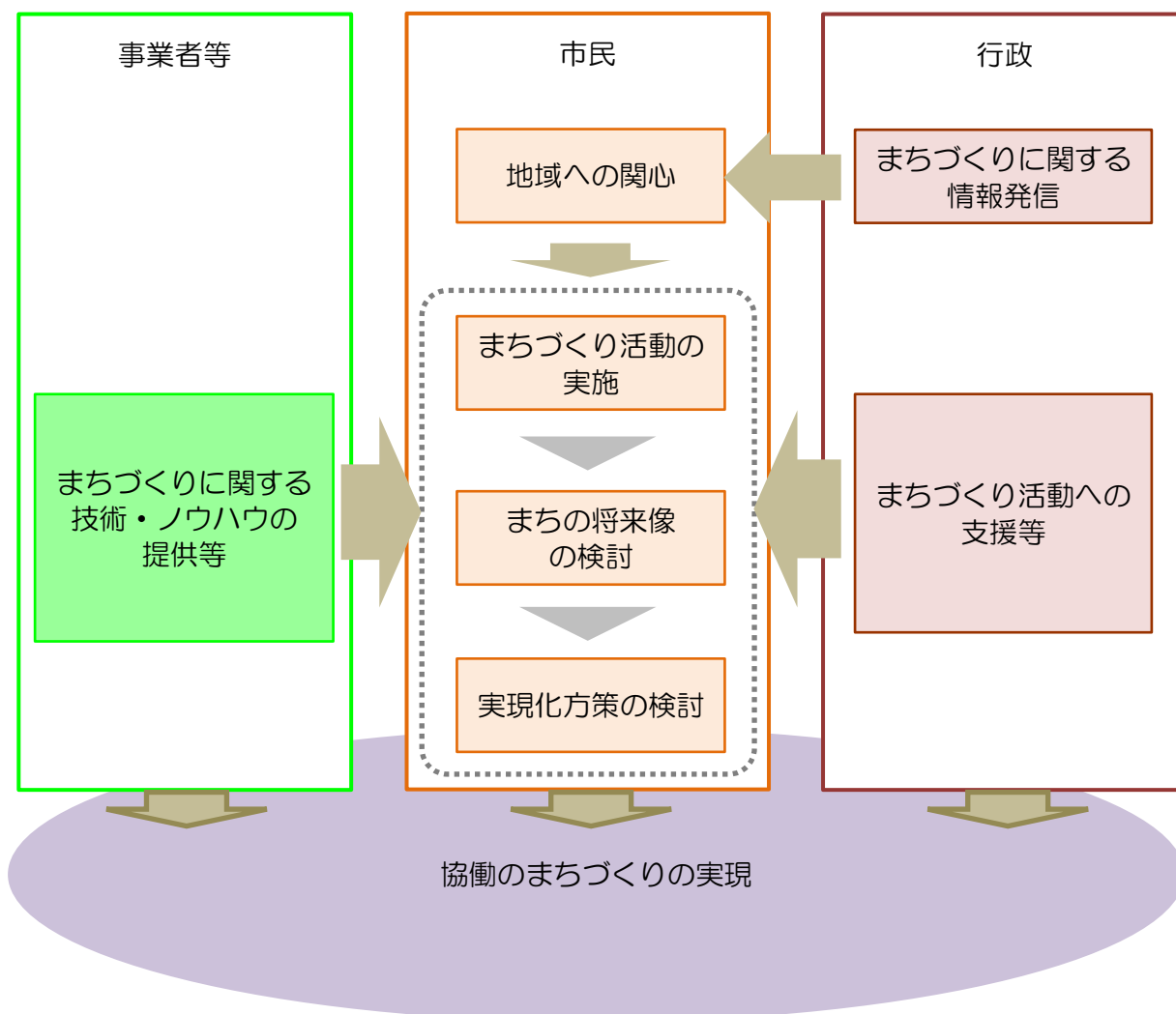
1) 情報の公開と情報発信力の更なる向上

市民参加を促し、地域のまちづくりへの関心を高めるため、まちづくり情報を広報紙や出前講座などを通じて市民に発信するなど、情報発信力の更なる向上に努めます。

2) 市民のまちづくり活動に対する支援

市民のまちづくり活動の実施段階においては、まちづくりに関する専門的な知識を持つ「まちづくりアドバイザー」を派遣するなどまちづくり活動を支援し、協働のまちづくりの実現に向けた取組を推進します。また、事業者等は、市民のまちづくり活動に対して、必要な技術・ノウハウの提供を行うなど、協力するよう努めるものとします。

協働のまちづくりの誘導方策（例）



(3) 関係法令の運用

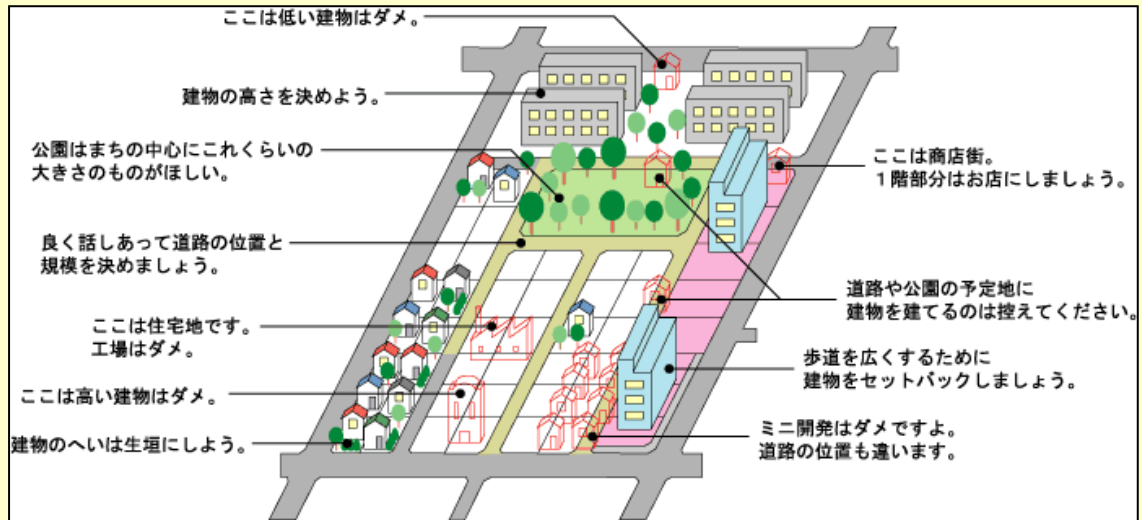
都市計画法をはじめとする関係法令に基づく制度を、地域の実情に合わせて、適切に運用します。また、地域住民主体のまちづくりを進めるにあたって、地区計画や都市計画提案制度などを活用できるよう、助言や支援を行います。

■地区計画

〈地区計画で定めることができるまちづくりのルール〉

- 地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道など）の配置
- 建物の建て方や街並みのルール

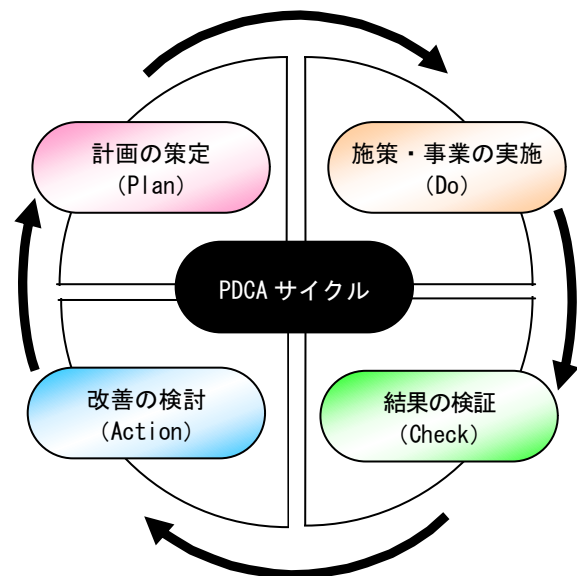
（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、壁面後退（セットバック）、デザイン、生垣化、など）



2. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

都市計画マスタープランを実現にあたっては、長期にわたる施策・事業もあることから、継続的な取組が必要となる一方、社会情勢の変化や新たな制度等にも対応していく必要があります。

このため、計画（Plan）を実施（Do）し、その結果を検証（Check）し、改善（Action）する「PDCA サイクル」による進行管理を行うとともに、本市を取り巻く状況の変化等にも対応するため、必要がある場合は計画の見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理